

事務連絡
令和5年1月17日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高齢者施設等での検査について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

各都道府県等におかれましては、高齢者施設等における集中的検査の実施に加え、当該施設等で陽性者が発生した場合の入所者及び従事者に対する検査など、地域の実情に基づき適切に御対応いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染状況について、高齢者施設等の集団感染が多くみられ、死亡者数もこれまでの最高値を超える状況が続いているなど、今後の感染状況等に引き続き注視が必要であるところ、高齢者施設等における検査の今後の対応について、以下のとおりお示ししますので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 集中的検査について

「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」（令和4年9月9日付け事務連絡）等に基づき、引き続き対応をお願いいたします。

2 高齢者施設等の入所者又は従事者等で新型コロナの陽性者が発生した場合の当該施設等の入所者及び従事者に対する検査について

高齢者施設等の入所者又は従事者等で新型コロナの陽性者が発生した場合に行われる当該施設等の入所者及び従事者の全員に対する検査は、保健所又は保健所が委託した機関により行政検査として行われることが基本であり、適切な対応が可能な体制の整備に努めていただくことを改めてお願いします。

保健所の職員だけでは対応が困難な場合もあると想定しますが、例えば、施設より感染者発生が保健所に報告された際、自治体が行政検査を委託している複数の検査機

関のリストを当該施設に提供し、施設で自ら採取した検体を持ち込むことを依頼することで、行政が必要性を判断しつつ自ら検査を実施するという例も承知しており、地域の実情に応じて様々な工夫を行うことにより、適切な対応が可能な体制の整備を行うよう、改めてお願ひします。

なお、感染の急激な拡大等により保健所等が対応できない場合、やむを得ないものとして、以下の要件を全て満たしている場合にあっては、個別の施設が自ら実施する検査を行政検査として取り扱って差し支えありません。

- ① 個別の施設から、所管の保健所に対して、施設内で陽性者が出た旨の連絡があり、当該連絡を受けた保健所が、当該施設の入所者及び従事者に対する検査の必要性を認識しているものの、やむを得ない理由により対応ができないこと及び当該施設に検査の実施を委託する旨を当該施設側に伝えること
- ② 当該施設が、①を踏まえ、自ら検査（※）を実施すること
※抗原定性検査キットを活用する場合は、薬事承認されたものに限る。
- ③ 検査実施後、その内容として、当該施設から必要な情報が確認できること
(例)
 - ・ 検査の発端となった陽性者の情報（これをもとに、HER-SYS により確認）
 - ・ 当該施設の入所者数及び従事者数に係る資料
 - ・ 検査の費用等がわかる資料（領収書、検査結果一覧など）

以上